

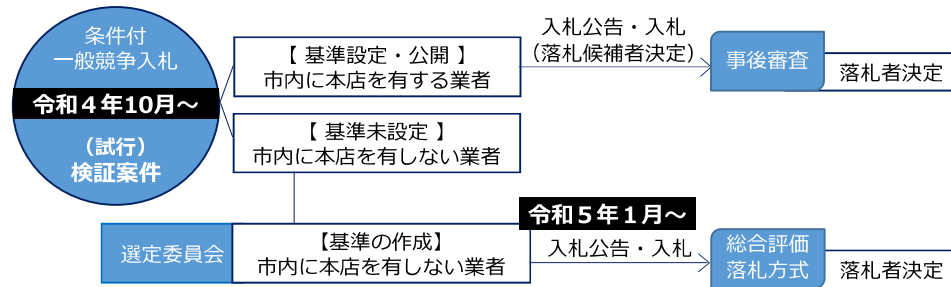
条件付一般競争入札の対象の拡大（試行による検証の実施）について（案）

1 現状や課題

- （1）建設工事の業種によっては、指名業者の入札参加者の割合が半数以下の案件が5割を超えている。
- （2）中核市では、26市が130万円超の建設工事を対象に、条件付一般競争入札を実施しており、約8割の都市が1,500万円以下を対象の下限にしている。
- （3）条件付一般競争入札（建設工事：6,000万円以上・建築設計：2,000万円以上）の条件は、案件ごとに作成するため、基準が不明確で事務が煩雑化している。
- （4）入札参加者について、予定価格が1億5千万円以上の案件は事前審査（6千万円以上は事後審査）としているため、事務の負担が大きく、透明性を確保する観点からも適当とは言えない。
- （5）条件付一般競争入札では、価格競争だけではなく、技術力や地域貢献など、多様な視点で評価し、落札者を決定することが求められる。

2 取組の方向性

一部の案件で、条件付一般競争入札を実施し、検証したうえで、今後の対応を整理するため、大半の案件で、指名競争入札は継続する。



3 条件付一般競争入札【試行による検証】の対応について

（1）試行の対象金額

令和3年度の指名競争入札において、土木一式、建築一式、水道施設、舗装、機械器具の業種では、入札参加者の少ない案件があり、競争性の確保が難しくなっているため、**検証する条件付一般競争入札の案件は、130万円超の建設工事とする。**

試行対象

建設工事のうち、発注件数の少ない屋根、フェンス、解体を除き、土木一式、建築一式、電気、管、水道施設、造園、舗装、塗装、防水、交通安全施設、機械器具、下水道管渠維持補修を対象とし、**令和4年10月以降に発注する案件の2割以上の案件で実施する。**

（2）発注基準・入札参加資格

- ① 発注基準
市内業者を対象とする発注基準を設け、これによらない場合は、選定委員会で決定する。
 - ② 入札参加資格
入札に参加しやすい環境を整備するとともに、共同企業体（JV）の代表者に求める経営事項審査の評価値の設定のあり方を整理する。
- ア 予定価格
イ 構成（3JV・2JV・単独）
ウ 等級（土木一式・建築一式・電気・管・水道施設・造園）
エ JVの代表者の要件
オ 施工実績
カ 地区要件
キ 手持制限（金額・件数）
ク 希望順位

< JVの場合 >

一定の技術力や経営規模を有する業者が、代表者となり、競争性が確保できるよう、業種ごとに、上位から定数以上の業者が対象となる設定とする。

等級のある業種は、案件の予定価格に応じて、当該等級の業者のみが参加できるようにする。

（3）実績要件

- ① 国や地方公共団体（本市含む）の受注実績が、当該案件と同種で、予定価格を超えていること。
- ② 本市と宮崎市土地開発公社が発注した同種の建設工事で完了していない案件の合計金額や件数が、業種ごとに定める手持工事の金額や件数を超えていないこと。なお、建設工事には、全ての業種において、上限を2件までに制限する。

各業種では、入札に参加しやすい環境を整備するため、希望順位は限定しないが、他の業種を1位で希望している場合には、原則として、当該業種だけでなく、全ての業種を件数の対象とする。なお、手持工事の件数は、本市が指定する緊急工事や不調不落工事を除く。

【ケース】土木一式B・予定価格2,000万円の案件

建設業者	希望順位	格付	公共工事 元請実績	手持工事		入札 参加資格	事由
				土木	その他		
a	1	B	○	1	0	○	
b	1	B	○	2	0	○	
c	1	B	○	3	0	×	希望順位は1位、手持工事が3件であるため
d	1	B	○	2	1	○	希望順位は1位、手持工事が2件であるため
e	2	B	○	0	3	×	希望順位は2位、手持工事が3件になるため
f	2	B	○	1	2	×	希望順位は2位、手持工事が3件になるため
g	2	B	×	1	0	×	公共工事の元請実績がないため
h	3	B	○	0	1	○	
i	1	C	○	2	0	×	格付のランクが異なるため

（4）地区要件

土木一式C・Dは、地域性を考慮し、本社所在地の地区要件を設ける。

（5）予定価格と共同企業体との関係

大規模な案件は、発注機会を確保し、施工管理の適正化を図るため、予定価格や業種に応じて、共同企業体の構成員数を設定し、手持工事がある場合には、一定の制限を設ける。

	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管・水道施設工事	造園工事	塗装・防水	舗装・交通安全施設・ 下水道管渠維持補修・機械器具	建築設計
2社：出資比率30%以上	10,000万円	15,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	6,000万円	-	2,000万円
3社：出資比率20%以上	15,000万円	30,000万円	-	-	-	9,000万円	-	-
手持制限（金額）	10,000万円	15,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	6,000万円	-	-

- ・ 手持工事の件数の制限は設けないが、手持工事の金額制限は、JV施工対象の建設工事とし、その金額は当該業種の下限に設定する予定価格以上とする。
- ※ 土木一式の案件は、手持工事の請負金額合計が1億円以上の場合、入札に参加できない。

4 総合評価落札方式の導入と最低制限価格の取り扱いについて

（1）現状や課題

- ① 総合評価落札方式による入札の実施に向け、検討を進めているが、価格だけでなく、技術力や施工管理、社会貢献等の実績を考慮するため、低入札価格調査制度の導入が必要となる。
- ② 本市では、最低制限価格を設けているが、最新の中央公共工事契約制度運用連絡協議会（公契連）モデルの算定基準（建設工事：予定価格の75%～92%・建設コンサル等：予定価格の60%～85%）には合っていない。

（2）取組の方向性【令和5年1月～】

- ① 総合評価落札方式による入札の実施に合わせ、低入札価格調査制度を導入し、調査基準価格（最低制限価格）を設けるとともに、他都市の取り扱いを踏まえ、失格基準価格を設定する。
- ② 最低制限価格は、公契連モデルを参考に、建設工事が予定価格の85%から92%、建設コンサル等は、業種ごとに75%から85%の範囲で設定する。

